

公募型プロポーザル方式公告

下記業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和 7 年 10 月 29 日

大町町長 水川 一哉

1 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 業 務 名 | 大町町複合施設基本設計業務委託 |
| (2) 履行場所 | 杵島郡大町町 磯路町・恵比須町一部 地内 |
| (3) 業務内容 | 別添特記仕様書のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日 |

2 参加資格要件

本町が本業務において実施するプロポーザルによる設計者の選定に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表する共同企業体（以下「共同企業体」という）とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 参加資格

- ア 令和 7・8 年度大町町入札参加資格者名簿に「建設コンサル」に登録がされていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ウ 大町町暴力団排除条例（平成 24 年大町町条例第 1 号）第 2 条第 4 項の規定に該当しない者であること。
- エ 公告日から入札の日までの間において、佐賀県及び大町町建設工事等 請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- オ 本業務の申請日以前 6 か月から入札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- カ 佐賀県、福岡県、長崎県に本社、支社（営業所、事務所等を含む）を有していること。（ただし支社の場合は、本店からの委任を受けていること。）
- キ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、公告日において 3 か月以上の常勤である一級建築士が所属していること。
- ク 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

- ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- サ 過去 10 年において同種又は類似で、日本国内において延床面積 3,000 m²以上の新築又改築の基本設計又は実施設計の受託実績がある者であること。

※同種施設の設計業務とは、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二の建築物の種類のうち、地方公共団体の「三 運動施設」若しくは「十二 文化・交流・公益施設」（以下「該当施設」という）の第 1 類の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とし、類似施設の設計業務とは、該当施設の第 2 類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）業務とする。

- シ 参加者は、本業務に関する専門分野について、協力者（以下「協力者等」という。）を加えることができるものとする。
- ス 協力者等は、参加者と本業務における協力体制における合意がなされ、各業務内容において専門的分野における技術の提供等を行うものとする。
- セ 参加者は、配置予定者として、管理技術者及び主任技術者を以下のとおり配置することとし、共同企業体の代表者の組織に属していること。なお、管理技術者は主任技術者を兼ねてはならないが、各主任技術者の兼任はその限りではない。
- （ア） 管理技術者及び建築（総合）主任技術者を配置すること。なお、管理技術者及び建築（総合）主任技術者は一級建築士の資格を有する者で、参加者と 3 か月以上の常勤雇用関係にあること。
- （イ） 管理技術者は、同種施設又は類似施設の設計業務を完了した実績がなければならない。
- （ウ） 参加者又は協力者等の中から、構造、電気、機械の各主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。
- （エ） 上記に加え、民間活力導入検討業務及び補助金等支援業務における担当主任技術者を配置すること。
- （オ） 主任技術者については、次のいずれかの資格を保有する者であること。

①	技術士（総合技術管理部門及び建物部門のうち選択科目が「都市及び地方計画」）
②	公認会計士
③	中小企業診断士
④	その他本業務に必要とする実績がある者
⑤	一級建築士
⑥	建築設備士
⑦	空気調和・衛生工学会設備士
⑧	1 級電気工事施設施工管理技士
⑨	1 級管工事施工管理技士
⑩	第 1・2 種電気主任技術者

補助金等とは、大町町複合施設基本計画案に記載しているものをいう。

(2) 共同企業体の資格

- ア 共同企業体の構成員の数は、制限しないものとする。
- イ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- ウ 構成員のすべてが「別紙、大町町複合施設基本設計業務委託プロポーザル実施要領 4 参加資格要件 (1) ア～コ」の資格を満たす者であること。
- エ 構成員は、本業務の他の入札参加申込者の構成員及び協力者等を兼ねていないこと。

3 参加申込手続き等

別紙、大町町複合施設基本設計業務委託に係るプロポーザル実施要領のとおり。

4 公募型プロポーザル方式に関する問い合わせ先

〒849-2101

佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

大町町役場 企画政策課 まちづくり政策係

電話 0952-82-3112 FAX 0952-82-3117

e-mail machidukuri@town.omachi.saga.jp